2023年８月１日改正　新旧対照表（傍線部分が改正部分）。

改正後	改正前
物品売買契約書 第１条～第１３条　（同右） （納期の猶予及び遅延損害金） 第１４条 （同右） ２・３　（同右） ４　乙は、第２項の規定による遅延損害金のほかに第２３条第１項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第２１条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。 ５　（同右） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第１５条 （同右） （１）　（同右） （２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。	**物品売買契約書** 第１条～第１３条　（略） （納期の猶予及び遅延損害金） 第１４条 （略） ２・３　（略） ４　乙は、第１項の規定による遅延損害金のほかに第２３条第１項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第２１条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。 ５　（略） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第１５条 （略） （１）　（略） （２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

改正後	改正前
（３）　（同右） ２・３　（同右） 第１６条～第２１条　（同右） （属性要件に基づく契約解除） 第２１条の２ （同右） （１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において同じ。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。 （２）～（６）　（同右） ２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。 第２２条～第３１条　（同右）	（３）　（略） ２・３　（略） 第１６条～第２１条　（略） （属性要件に基づく契約解除） 第２１条の２ （略） （１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらの準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。 （２）～（６）　（略） ２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。 第２２条～第３１条　（略）

改正後	改正前
物品製造契約書 第１条～第２１条　（同右） （納期の猶予及び遅延損害金） 第２２条 （同右） ２・３　（同右） ４　乙は、第２項の規定による遅延損害金のほかに第２３条第１項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第２１条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。 ５　（同右） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第２３条 （同右） （１）　（同右）	**物品製造契約書** 第１条～第２１条　（略） （納期の猶予及び遅延損害金） 第２２条 （略） ２・３　（略） ４　乙は、第１項の規定による遅延損害金のほかに第２３条第１項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第２１条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。 ５　（略） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第２３条 （略） （１）　（略）

改正後	改正前
（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。 （３）　（同右） ２・３　（同右） 第２４条～第３１条　（同右） （属性要件に基づく契約解除） 第３１条の２ （同右） （１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において同じ。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。 （２）～（６）　（同右）	（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。 （３）　（略） ２・３　（略） 第２４条～第３１条　（略） （属性要件に基づく契約解除） 第３１条の２ （略） （１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらの準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。 （２）～（６）　（略）

改正後	改正前
２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。 第３２条～第４３条　（同右）	２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。 第３２条～第４３条　（略）
ソフトウェア製作契約書 第１条～第１７条　（同右） （履行遅滞の場合における損害金等） 第１８条 （同右） ２・３　（同右） ４　乙は、第２項の規定による遅延損害金のほかに第３０条第１項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第２８条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。 ５　（同右） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第１９条 （同右）	**ソフトウェア製作契約書** 第１条～第１７条　（略） （履行遅滞の場合における損害金等） 第１８条 （略） ２・３　（略） ４　乙は、第１項の規定による遅延損害金のほかに第３０条第１項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第２８条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は納期の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。 ５　（略） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第１９条 （略）

改正後	改正前
（１）　（同右） （２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。 （３）　（同右） ２・３　（同右） 第２０条～第２８条　（同右） （属性要件に基づく契約解除） 第２８条の２ （同右） （１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において同じ。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。	（１）　（略） （２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。 （３）　（略） ２・３　（略） 第２０条～第２８条　（略） （属性要件に基づく契約解除） 第２８条の２ （略） （１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらの準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。

改正後	改正前
（２）～（６）　（同右） ２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。 第２９条～第３７条　（同右）	（２）～（６）　（略） ２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。 第２９条～第３７条　（略）
作業請負契約書 第１条～第１３条　（同右） （契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除 ） 第１４条　甲は、第７条の検査の結果合格した作業について、検査合格日から起算して１年以内に、種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないことを発見したときは、乙に通知するものとし、履行の追完を請求ができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。 ２～６　（同右） （納期の猶予及び遅延損害金） 第１５条 （同右）	**作業請負契約書** 第１条～第１３条　（略） （契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除 ） 第１４条　甲は、第７条の検査の結果合格した作業について、検査合格日から起算して１年以内に、種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないことを発見したときは、当該不適合を知った時から１ か年以内に乙に通知するものとし、履行の追完を請求ができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。 ２～６　（略） （納期の猶予及び遅延損害金） 第１５条 （略）

改正後	改正前
２・３　（同右） ４　乙は、第２項の規定による遅延損害金のほかに第２０条第１項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第１８条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は作業期限の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。 ５　（同右） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第１６条 （同右） （１）　（同右） （２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。 （３）　（同右） ２・３　（同右） 第１７条・第１８条　（同右） （属性要件に基づく契約解除） 第１８条の２ （同右）	２・３　（略） ４　乙は、第１項の規定による遅延損害金のほかに第２０条第１項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。ただし、第１８条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅延損害金は作業期限の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。 ５　（略） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第１６条 （略） （１）　（略） （２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。 （３）　（略） ２・３　（略） 第１７条・第１８条　（略） （属性要件に基づく契約解除） 第１８条の２ （略）

改正後	改正前
（１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において同じ。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。	（１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらの準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。
（２）～（６）　（同右）	（２）～（６）　（略）
２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。	２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
第１９条～第３３条　（同右）	第１９条～第３３条　（略）
附則（個人情報の取扱い）　（同右）	附則（個人情報の取扱い）　（略）
賃貸借契約書	**賃貸借契約書**
第１条～第２０条　（同右）	第１条～第２０条　（略）

改正後	改正前
（属性要件に基づく契約解除） 第２０条の２ （同右） （１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において同じ。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。 （２）～（６）　（同右） ２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。 第２１条　（同右） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第２２条	（属性要件に基づく契約解除） 第２０条の２ （略） （１）役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらの準じる者）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下、この号において）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ）、暴力団関係企業、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）若しくはそれに準じる者であるとき。 （２）～（６）　（略） ２　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。 第２１条　（略） （談合等不正行為があった場合の違約金） 第２２条

改正後	改正前
（同右） （１）　（同右） （２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。 （３）　（同右） ２・３　（同右） 第２３条～第２７条　（同右） 別紙　（同右）	（略） （１）　（略） （２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。 （３）　（略） ２・３　（略） 第２３条～第２７条　（略） 別紙　（略）